特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	負担能力の認定、費用徴収事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、児童福祉施設入所に係る負担能力の認定、費用徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和8年11月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	負担能力の認定、費用徴収事務
②事務の概要	児童福祉法第56条の規定により、要保護児童を児童福祉施設へ入所措置した際に、本人又は扶養義務者の負担能力に応じて費用の全部又は一部を徴収する。負担能力の認定に当たって、収入等に関する情報について情報提供ネットワークシステムを通じて、市町に確認し、費用の徴収額を決定する。
③システムの名称	統合宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童福祉施設入所に係る扶養義務者の情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　7の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第7条第8号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号イ、ロ	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部児童家庭課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3198 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階 078-362-4161

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部児童家庭課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3198

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	″マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに加え、要領等を定め、申請者からのマイナンバーの取得を原則とし、取得ができない場合のみ住基ネット照会を行っている。 住基ネット照会を行う際は、住民票等の官公署が発行した文書を用いた4情報又は3情報による照会を原則としている。″	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	組織編制に合わせてアクセス権限の発効・失効の管理を行い、担当者以外が使用できないようにしている。 使用履歴を記録し、権限を有する担当者の使用状況を管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第6号	番号法第9条第1項　別表第1　7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第8号	事後	主務省令の改正
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康福祉部こども局児童課 児童課長　柏原　俊朗	健康福祉部こども局児童課 児童課長　木下　浩昭	事後	組織改編 人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部こども局児童課 企画県民部文書課県民情報センター	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部こども局児童課	健康福祉部少子高齢局児童課	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康福祉部少子高齢局児童課 児童課長　木下　浩昭	健康福祉部少子高齢局児童課 児童課長	事後	組織改編 様式変更
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部少子高齢局児童課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	福祉部児童課 総務部法務文書課（県民情報センター）	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部少子高齢局児童課	福祉部児童課	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故 過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故 過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第1　7の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第7条第8号	番号法第9条第1項別表8の項	事後	主務省令の改正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 4．個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号イ、ロ	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	主務省令の改正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	児童課 児童課長	児童家庭課 児童家庭課長	事後	組織改編
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	―	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに加え、要領等を定め、申請者からのマイナンバーの取得を原則とし、取得ができない場合のみ住基ネット照会を行っている。 住基ネット照会を行う際は、住民票等の官公署が発行した文書を用いた4情報又は3情報による照会を原則としている。	事後	様式変更
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	―	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 組織編制に合わせてアクセス権限の発効・失効の管理を行い、担当者以外が使用できないようにしている。 使用履歴を記録し、権限を有する担当者の使用状況を管理している。	事後	様式変更
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅳリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	記載内容の変更
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部児童家庭課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3198 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-16-3　078-341-7711	福祉部児童家庭課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3198 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階 078-362-4161	事後	住所修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正